

岐阜県公報

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	ページ 一
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則	(同)	四

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十一月三十日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十九号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項に次の一号を加える。

六 前項各号に定める日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年岐阜県条例第四十三号)附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第四項第四号において同じ。)であつた者に限る。)(前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十三年岐阜県条例第四十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」という。)(の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正す

る条例（平成十八年岐阜県条例第六号）附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第四十四条第五項中「又は第五号」を、「第五号又は第六号」に改める。

第四十四条の二第四項に次の一号を加える。

四 条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十三年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員（その日に減額改定対象職員であつた者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年岐阜県条例第四十三号。以下この項において「平成二十三年改正条例」といふ。）の施行の日における平成二十三年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定及び平成二十三年改正条例第四条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年岐阜県条例第六号）附則第七項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第二十條の四第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第四十四条の二第五項中「又は第三号」を、「第三号又は第四号」に改める。

第五十三条第二項第二号中「職員」の下に「（同項第七号に掲げる職員のうち、育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を加える。

付則に次の見出し及び四項を加える。

（東日本大震災に対処するための特殊勤務手当の特例）

10 条例附則第二十一項に規定する人事委員会が定める区域は、次に掲げる区域とする。

- 一 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいふ。以下同じ。）に係る原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二十条第三項の規定に基づき原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」といふ。）により、同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十二条第一項の規定に基づき警戒区域に設定することとされた区域
- 二 東日本大震災に係る本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前号に掲げる区域を除く。）

三 東日本大震災に係る本部長指示により、居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域（前一号に掲げる区域を除く。）

11 条例附則第二十一項に規定する人事委員会が定める作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 前項第一号に掲げる区域において行う作業
- 二 前項第二号に掲げる区域において行う作業
- 三 前項第三号に掲げる区域のうち屋外において行う作業

12 条例附則第二十一項に規定する人事委員会が定める額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径三キロメートルの円内の区域において行う作業にあつては、二万円）
- 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 二千元
- 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 五千元
- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千円
- 五 前項第三号に掲げる作業 二千五百円

13 災害心急作業等手当の支給される作業（前項第一号、第三号又は第五号に規定する作業に限る。）に従事した時間が一日について四時間に満たない場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額の百分の六十に相当する額とする。

別表第一の一行政職給料表の部七級の項中「12,100円」を「12,000円」に改め、同部九級の項中「14,400円」を「14,300円」に改め、同表教育職給料表（一）の部五級の項中「15,100円」を「15,000円」に改め、同表教育職給料表（二）の部四級の項中「12,800円」を「12,700円」に改める。

別記第二号様式の四表面中

他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等

「6 他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、ことを常例とする職員で通勤距離が15km以上であるものが交通機関場合にはその名称、利用区間等を記入し、交通機関利用者の場合を記入し、ついて記入する。

「7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のないことができる。」

8 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等利用者は裏面

自動車等を使用する
関を利用するとした
には代替交通機関に
事項の記入を省略す

「6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に係
省略することができる。

7 新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道等利用者
と。

を記入すること。」

は裏面を記入するこ
「6」

「6」

他に利用できる交通機関等
の名称及び利用区間等

「4 「他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等」欄には、自動車等
改訂 とする職員が交通機関を利用した場合にはその名称、利用区間等を
者の場合には代替交通機関について記入する。

を使用することを条例
記入し、交通機関利用 要項。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。ただし、付則に見出し及び四
項を加える改正規定並びに次項の規定は公布の日から、別記第二号様式の四の改正規
定は平成二十四年一月一日から施行する。

2 改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則則
第十項から第十三項までの規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。
(定義)

3 この項から第九項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

- 一 条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十一年岐阜県条例第二十九号)をいう。
- 二 一部改正条例 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の

一部を改正する条例(平成二十三年岐阜県条例第四十三号)をいう。

三 減額改定対象職員 一部改正条例附則第三項第一号に規定する減額改定対象職員
をいう。

四 基準日 平成二十三年十二月一日(同月に支給する期末手当について条例第二十
三条第一項後段又は第二十八条第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職
し、若しくは失職し、又は死亡した日)をいう。

(減額改定対象職員となつた者の一部改正条例附則第三項第一号の給料等の月額
の基準となる日の特例)

4 一部改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成二十三年四
月一日から基準日までの期間の全期間が職員条例第二十七条に規定する職員を除く。
以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した
期間である者とする。

- 一 特定独立行政法人の職員
- 二 特別職に属する県の職員(非常勤である者を除く。)
- 三 国家公務員又は職員以外の地方公務員
- 四 特定一般地方独立行政法人等職員
- 五 退職派遣者

5 一部改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成二十三年四月
一日(同日から基準日までの期間において新たに職員となつた日)当該期間において、
職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に
掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)が
ある場合は当該日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日)から
基準日までの期間における減額改定対象職員となつた日のうち最も早い日とする。

6 一部改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間
とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職
した期間であつて、平成二十三年四月一日から基準日までの間において、職員が人
事交流等により引き続いて第四項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げ
る者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合
における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のも

- のを含む。)
 - 二 休職期間(休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(専従休職にされていた期間をいう。)、育児休業期間(育児休業をしていた期間をいう。)、育児短時間勤務等期間(育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をしていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(大学院修学休業をしていた期間をいう。))又は無給派遣期間(無給派遣職員であった期間をいう。))
 - 三 停職期間(停職にされていた期間をいう。))
 - 四 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第二項の規定により給与を減額された期間、条例第十三条の規定により給与を減額された期間(条例第四十七条第一項の規定による承認若しくは同条第二項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間に限る。))又は岐阜県職員の修学部分休業に関する条例(平成十八年岐阜県条例第九号)第三条の規定により給与を減額された期間
 - 五 条例第十三条の規定により給与を減額された期間(前号に該当する期間を除く。))
 - 六 減額改定対象職員以外の職員であった期間
 - 七 一部改正条例附則第三項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成二十三年四月から同年十一月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。
 - 一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月
 - 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額が一部改正条例附則第三項第一号に規定する合計額に百分の〇・三七を乗じて得た額(第九項において「附則第三項第一号基礎額」という。))に満たないもの
 - 八 (一部改正条例附則第三項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)
 - 一部改正条例附則第三項第二号の人事委員会規則で定める者は、平成二十三年六月一日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者(当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第四項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。))以外の者とする。
 - (端数計算)
 - 九 附則第三項第一号基礎額又は一部改正条例附則第三項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (雑則)
 - 10 第四項から前項までに定めるもののほか、平成二十三年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
 - (岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)
 - 11 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成十八年岐阜県人事委員会規則第七号)を次のように改正する。
 - 附則第八項及び第十項中「百分の九十九・六七」を「百分の九十九・一八」に、「百分の九十九・八三」を「百分の九十九・三四」に改める。
- 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。
- 平成二十三年十一月三十日
- 岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二
- 岐阜県人事委員会規則第二十号
- 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則
- 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則(昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。
- 別表第二リの表歯科衛生士の部短大卒の項中「短大卒」を「短大2卒」に改め、同項の前に次のように加える。
- | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|------|------|
| 短大3卒 | 0 | 1 | 1 | 6 | 5 | 別に定め | 別に定め |
| | | | | | | る | る |
- 別表第六リの表歯科衛生士の部短大卒の項中「短大卒」を「短大2卒」に改め、同項の前に次のように加える。
- | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|---|---|
| 短大3卒 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | | | | | | |
- 別表第六又の表備考第三号中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

68	66	62	別表第七二の表中	66	60	68	62	別表第七八の表中	107	107	を	別表第七〇の表中				
68	66	63		67	61	68	62		107	107						
68	66	63		67	61	68	63		63	107			108			
69	66	63		67	61	69	63		63	108			108			
を	66	63		に改める。	62	を	を		に改める。	108			109			
	57	66			58					62			57	58	108	109
58	67	64			62					58			58	58	109	109
58	67	64			63					58			58	59	109	110
58	67	64			63					58			58	59	110	110
59	67	65			64					59			59	60	110	111
59	67	65			64					59			59	60	111	111
59	67	65			61					60			60	60	を	に
60	67	65			61					64			60	61		
60	68	65			61					65			60	61	106	に
60	68	65			62					65			60	61	106	
61	68	65			62					66			60	67	106	97
61	68	66			62					66			60	67	106	98
					62					66			66			

57	54	60	56	別表第七への表中	70	66	69	別表第七ホの表中	68	65	61		
57	54	60	56		71	66	69		68	68	65	61	
57	54	60	57		71	67	69		69	68	65	62	
58	54	60	57		71	67	70		70	68	65	62	
58	55	60	57		に改める。	67	67		70	に改める。	66	62	
58	55	61	57			54	67		70		70	66	62
58	55	61	57			54	67		70		70	66	62
58	55	61	58			54	68		71		71	66	63
58	55	62	58			54	68		71		71	66	63
59	55	62	58			55	68		71		71	66	63
59	56	62	58			55	68		72		71	67	64
59	56	63	59			55	69		を		72	67	64
59	56	63	59			55	69				65	68	67
60	56	を	59			55	69		66		68	67	65
60	56		53			59	56		69		66	68	67
60	56	54	59			56	70		66		68	67	65
60	57	54	59			56	70		66		68	67	65
60	57	54	59			56	70		66		69	67	65

60
61
61
62
62

に改める。

別表第七又の表中

86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
89
90

90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
95

95
95
95
96
96
96
96
97
97
97
97
98
98
98
99
99
を
85

86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90

91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)(の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

平成二十三年十一月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南一丁目一番一
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ

ビー・アール・テクノセンター